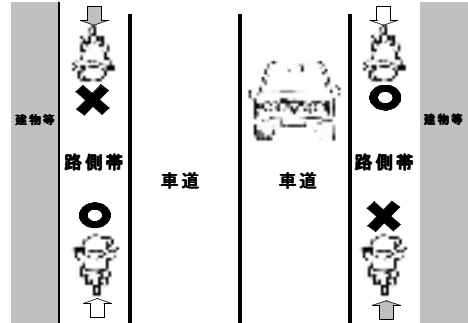


道路交通法の一部改正の概要について（平成25年12月1日施行分）

- 自転車利用者対策
 - ・ 自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定（17条の2）

自転車等が通行できる路側帯は、道路左側のものに限られます。
この場合、歩行者の通行を妨がぬように進行しなければなりません。

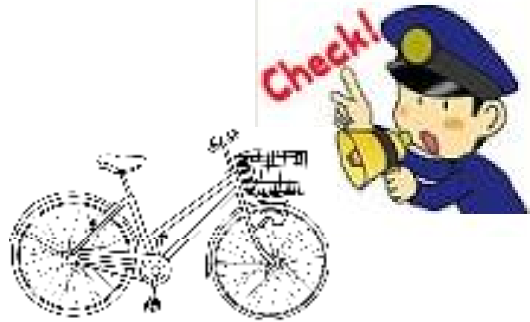


- ・ 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定（63条の10, 120条）

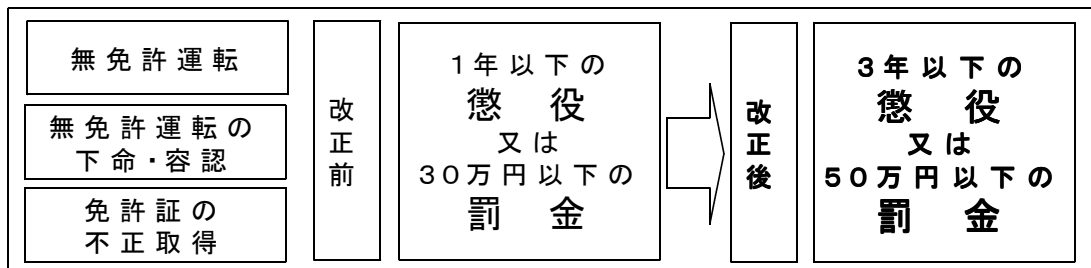
ブレーキを備えていない自転車などは、警察官が検査や応急措置命令などを行うことができます。

命令違反

5万円以下の罰金



- 悪質・危険運転者対策
 - ・ 無免許運転，その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則引き上げ（64条, 117条の2の2）



- ・ 無免許運転幫助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び罰則規定整備（64条, 117条の2の2, 117条の3の2）

